

小波戸水門（鯉川水門）操作要領

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 海岸管理者 香川県知事が高松港港湾海岸高潮対策事業により設置した小波戸水門（鯉川水門）（以下「水門」という。）の操作については、この要領の定めるところによる。

（操作の目的）

第2条 水門の操作は、高潮時、高波時における陸地側への海水の浸水及び鯉川の洪水逆流を防止し、かつ、洪水時における陸地側の排水を円滑にすることを目的とする。

第2章 水門の操作の方法等

（洪水時における操作の方法）

第3条 洪水時における水門の操作は、通常、ローラーゲートを全閉の状態にしておき、フロートゲート（自動操作）により行う。

（平水時における操作の方法）

第4条 平水時の操作は、前条と同様とする。

（操作の方法の特例）

第5条 事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前二条に規定する方法以外の方法により水門を操作できるものとする。

（操作等の通知）

第6条 第5条の規定に基づきローラーゲートによる操作を実施したとき又は事故等が発生したときは、速やかに高松港管理事務所長に通知するものとする。

（操作の記録）

第7条 ローラーゲートを操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- （1）操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- （2）気象及び水象
- （3）ゲートの開度
- （4）操作の際に行った通知の状況
- （5）第5条に該当するときは、操作の理由
- （6）その他参考になるべき事項

別添 4

第 3 章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 高松地方気象台から、大雨洪水等の注意報、警報が発令された場合において、その降雨の状況により洪水が発生するおそれがあるとき。
- (2) その他洪水等の被害が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第 9 条 洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において、水門を適切に管理することができる要員を確保する。
- (2) 水門及び水門を操作するために必要な機械、器具などの点検及び整備を行うこと。
- (3) 水門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を蜜にすること。
- (4) その他水門の管理上必要な措置。

(洪水警戒体制の解除)

第 10 条 洪水警戒体制は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれがなくなったときは、解除するものとする。

第 4 章 雑 則

(観測)

第 11 条 外水位、水門の直上流水位その他水門を操作するために必要な事項を観測するものとする。

(記録の保存及び報告)

第 12 条 操作及び観測に関する記録は様式-1により整理し、これを保存するとともに高松港管理事務所長に報告するものとする。

(補足)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、水門の操作に関し疑義を生じた場合は、別途委託者と受託者と協議するものとする。

別添 4

(小波戸水門 (鯉川水門) 操作要領) 様式 - 1

操 作 記 録 簿

(操作員記入)

				年 月 日 提出		課長	係長	係
施設名称		鯉 川 水 門		操作員 氏名 (正)		印		
操作年月日		年 月 日		操作員 氏名 (副)		印		
時刻			連絡指示事項等	水位標の水位		備考		
日	時	分		外水位 (m)	内水位 (m)			
			待機指示 (氏より)					
			出動指示 (氏より)					
			ゲート閉 開始			内外水位記録		
			ゲート全閉 完了					
			ゲート全開 連絡 (氏へ)					
			ゲート開 開始					
			ゲート全開 完了					
			ゲート全開 連絡 (氏へ)					
			外水位 mと連絡 (氏へ)					
			解除指示あり (氏へ)					
(点検整備の状況)				(操作の事由等)		(その他の特記事項)		
						最高水位 外水位 内水位		